

民法 Chapter 6

Date

/

Date

/

Date

/



AがBに対して意思表示をした（以下、「本件意思表示」という。）。この場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア 本件意思表示は、Aがその真意ではないことを知っていたときであっても、有効であるが、Bが本件意思表示がAの真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、本件意思表示は、無効となる。
- イ 本件意思表示が心裡留保による意思表示として無効とされる場合、本件意思表示の無効は、善意でかつ過失のある第三者Cに対抗することができる。
- ウ 本件意思表示について第三者CがAに詐欺を行った場合、Bがその事実を知っていたときに限り、Aはその意思表示を取り消すことができる。
- エ 本件意思表示についてAがBの詐欺を理由として取り消した場合、本件意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者Cに対抗することができない。
- オ 本件意思表示が隔地者に対するものである場合、その通知がBに到達した時から本件意思表示の効力を生ずるが、本件意思表示が対話者に対するものである場合、その通知がBに到達した時から本件意思表示の効力を生ずるわけではない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

正解
2

[意思表示] 意思表示・総合

ア 正しい

民法93条1項は、「意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。」と規定している。

イ 誤り

民法93条2項は、「前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。」と規定している。

ウ 誤り

民法96条2項は、「相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。」と規定している。

エ 正しい

民法96条1項は、「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。」と規定し、同条3項は、「前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。」と規定している。

オ 誤り

民法97条1項は、「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。」と規定しており、隔地者に対する意思表示と対話者に対する意思表示を区別せず、意思表示全般について、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずるとしている。

以上により、正しいものの組合せは肢2であり、正解は2となる。